

4 運賃（料金）の種類、額及び適用方法

(1) 三次市民バス運行条例第3条の規定別紙2により次のとおりとする。

＜区域運行＞大人：300円／1乗車、小学生：150円／1乗車、小学生未満：無料

(2) 回数乗車券

三次市民バス運行条例施行規則第8条に規定別紙3により次のとおりとする。

回数乗車券（1枚当たり50円）を使用する場合は、大人6枚、小学生3枚とする。

(3) 運賃の減免

三次市民バス運行条例第4条の規定別紙2及び三次市民バス運行条例施行規則第9条の規定別紙3により次のとおりとする。

- ・身体障害者手帳を提示した方及びその介護人
- ・精神障害者保健福祉手帳を提示した方及びその介護人
- ・療育手帳を提示した方及びその介護人
- ・特定疾患医療受給者証を提示した方及びその介護人
- ・介護保険被保険者証を提示した方及びその介護人
- ・三次市民バス無料利用者証を提示した生徒又は児童
- ・市長が必要と認めたとき

5 対象とする路線及び運送の区間

対象とする路線	対象とする運送の区間
三次市民バス「作木町線」	作木町全域及び布野町の一部

6 適用開始日

令和8年8月3日（月）